

「人を守る」第一に

難しい中立的機関

うんだ。

B 患者の足並みがそろわず、補償交渉が長いとしても、責めることは出来ない。たとえば新潟・阿賀野川水銀中毒事件でも、第四次交渉で初めて訴訟に踏み切ったくらいだから。

——各地で続発する公害紛争が市民運動と結びつくことができるだろうか。

A 水俣の市民はなんらかの縁でチッシンにつながっている。水俣病を語る場合、決まって話題になる三十四年の「見舞い金契約」によるたった三十万円の見舞い金など、そうした古い「血縁・地縁」と無関係ではない。

B 四日市公害の場合も同じようなことがいえる。認定患者四百七十五人のうち、四日市のある大きな会社の社員はただ一人。ところがその会社の社宅の中には、確かにゼンソク患者がかなりいる。彼らの家族は「認定してもらったら出世の妨けになる」として隠しているんだ。

B 千種さん（補償処理委員長）は法律家だけに、法的な見方にしぼられすぎた、という見方もある。

A 公害について、中立的な第三者というものがあろうだろうか。加害者と被害者だけで、第三者はいない、という考え方さえある。中立的機関といっても、むしろ難しい面があるね。

——公害の被害者側は今後どうなるのか。また現在苦しんでいる人たちの関係は……。

E 浮城水俣市長や千種座長が言っていたことが、死亡者の遺族の生活はそれなりに安定している。むしろ、生存者、特に胎児性水俣病患者が問題なのだ。彼らの生活は「生けるしかばね」といってもよいくらい悲惨なのだ。だから交渉の過程で生存者と死亡組の内輪もめもあったのだが、それ以前にこの気持ちは、患者の家族でもなければわからないだろうとい

十七日、訴訟派の弁護団が集まって対策を話し合っている。かと思つて、チッシン労組は訴訟派支援で八時間ストをやっている。あつてんの成立は新しい、そして一層大きい波紋の始まりなんだな。

公害行政は積極的に

——企業は公害にどこまで取り組めるのか。

A 四日市の一石油化学企業の経営者の話だが、企業責任という認識は全くない。「ありもしない公害責任を追及するのは非理だ。そのシリ馬に自民党まで乗るとは……」とまでいう、とある自民党代議士が嘆いていた。

D 企業責任を追及した場合、企業側が設備投資でコスト高になり、物価にはね返る心配はないか。

C コスト高になるのはやむを得ない。先日の国際公害シンポジウムでも、そのへんの因果関係、プライスメカニズムをどうしたらよいかという話題が出ていた。

——水俣病は厚生省が扱ったが政府の公害行政に問題はないか。

E 関係各々がバラバラすぎる。公害基本法、大気汚染法など立法化されているが、単に環境基準の危険度のマークにすぎない。

D 現任のような汚染ムードの高まりのなかではどうにもならない。

B 黒部のカドミウム事件も環境基準で利水地帯の規制はあるが、原因が粉じんとなると法的規制はなく、実際にやれば何年かかるか。厚生省もやっと「要観察地域」に指定した。その面では日本の場合はまだ不十分だ。

A 公害行政に積極的に取り組む姿勢がないから、患者には、結局安い補償で安易な妥協をしいることになるわけだ。

ほしい広範な市民運動

C 公害行政は、あくまで「人を守る」という基本的理念に立ち、住民サイドからの施策がなければ意味がない。

D 内田厚相はあつせん案がまとまった段階で談話を発表し、すでに発生した公害被害の紛争処理についても、それにふさわしい新しい理念が導入されるべきだと述べているが、この理念が生かされるかどうか問題。

A 今度の水俣病にしても、住民の福祉という面から、地方自治体がもっと真剣に取り組んでいれば、こんなに問題は大きくならなかったのではないか。

B 公害裁判を起して、どんな法律的なアタックをしていくことも必要だ。

C これからの公害問題は、公害には加害者と被害者しかないという立場から犯人を告発するという意味で、一人一人が声をあげ、広範な市民運動を展開していく必要があるだろう。